

別表第1

社会福祉法人能美市社会福祉協議会 表彰等内規

- 1 「社会福祉功労者表彰」は、次の表の条件を具備しているもので、特に功績のあったもの
(1)

表彰区分	在職（活動）年数
(ア) 民生委員・児童委員	・ 7年以上
(イ) 社会福祉活動者・活動団体	・ 5年以上社会福祉活動に携わり、能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センターにボランティア登録をしているもの。 ・ 福祉推進員にあつては9年以上
(ウ) 社会福祉団体 役・職員	・ 市社協の役員を5年以上 ・ 市単位の社会福祉団体（市ボランティア連絡協議会を含む）の役・職員を10年以上。但し、老人福祉団体にあつては5年以上 ・ 支会単位の社会福祉団体の役・職員を12年以上。但し、老人福祉団体にあつては6年以上
(エ) 社会福祉施設 役・職員	・ 直接処遇職員（能美市内の福祉施設に）通算して10年以上 ・ 保育園職員（能美市内の保育園に）通算して10年以上 ・ その他の役・職員（能美市内の福祉施設に）通算して10年以上

- (2) 前項表中、在職（活動）期間中、その功績が抜群な者及び団体などの要職にあつて、功績顕著なものについては、在職（活動）年数を短縮することができる。

- 2 「感謝」は、次の条件を具備しているもので、特に功績のあったもの

- (1) 本会の役員・評議員及び本会会長が委嘱した委員で、10年以上の実績を有し退任した者。若しくは、当該年度の審査委員会までに退任が確定されている者。ただし、福祉推進員にあつては、民生委員・児童委員との整合性を鑑み、14年以上の実績を有し退任した者とする。

その他、特に功績が顕著と認められる者はこの限りではない。

- (2) 民生委員・児童委員（主任児童委員含む）を3期（9年）以上の活動歴があり、なおかつ、内1期以上の地区会長を務め退任した者
(3) 民生委員・児童委員（主任児童委員含む）を4期以上の活動歴があり、退任した者
(4) 社会福祉協議会を通じた福祉関係の寄付で、累計額が100万円を超えたもの。

- 3 「奨励」は、主としてふれあいいきいきサロンの活動に対して、推薦年度を含まない、過去5年間の開催回数が平均12回以上のサロンを対象とする。

ただし、会長が認める場合はこの限りではない。

附則

この内規は、平成17年2月1日から施行する。

この内規は、平成20年8月1日から施行する。

この内規は、平成21年8月1日から施行する。

この内規は、平成25年6月1日から施行する。

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

この内規は、平成29年6月1日から施行する。

この内規は、令和元年5月1日から施行する。

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

この内規は、令和2年6月1日から施行する。

この内規は、令和4年4月1日から施行する。